

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和2年10月30日

由利本荘市長 長谷部 誠



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所
- ・由利本荘市農林水産部農山漁村振興課
 - ・由利本荘市のホームページ
(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/business/norin/c1416/10574>)
- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

経営管理権集積計画対象一覧

	所 在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備 考
令 2 - 1	由利本荘市岩城勝手字三神ノ前	85-1	8	15	10.42 (9.55)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-1		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-2		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-3		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-4		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-5		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-6		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	85-1	8	15-8		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	由利本荘市岩城勝手字小又沢	42-1	8	7	2.96 (2.50)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	42-1	8	7-1		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	42-5	8	22	1.36 (1.20)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	42-5	8	22-1		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	42-5	8	22-2		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	44	8	9	2.49 (2.50)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	44	8	9-1		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	44	8	9-2		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	45-2	8	20	1.98 (1.94)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	46-1	8	21	0.62 (0.41)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	46-1	8	21-1		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	〃	46-1	8	21-2		令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	
	由利本荘市岩城勝手三神ノ台	1	8	14	0.01 (0.01)	令和2年11月1日から令和11年3月31日まで	